⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書、資料及び技術提案資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasushi Nakajima, Director-General, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of elevated road deck under part at Naha Airport.

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 15 P.M. 17 January 2020.

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 30 March 2020. (tenders brought with 2 : 00 P.M. 30 March 2020 or submitted by registeredmail 2 : 00 P.M. 30 March 2020)

⑹　Contact point for tender documentation : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2―1―1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa prefecture, 900―0006 Japan. TEL 098―866―0031 ex. 2528

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月20日

国立大学法人山形大学

施設部長　新保　昌人

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　山形大学（米沢）工学部８号館新営その他工事

⑶　工事場所　山形県米沢市城南四丁目３番16号（山形大学米沢団地構内）

⑷　工事概要　工学部８号館（鉄筋コンクリート造、地上３階建、建築面積800.00㎡、延べ面積1,991.30㎡）の増築工事、既存８号館（鉄筋コンクリート造、地上４階建、建築面積1,221.44㎡、延べ面積4,734.53㎡）のうち、改修延べ面積2,230.18㎡の改修工事、渡り廊下（鉄骨造、地上２階建、建築面積37.73㎡、延べ面積37.73㎡）の増築工事、既存渡り廊下（鉄骨造、地上２階建、建築面積74.03㎡、延べ面積74.03㎡）及び既存１号館（鉄筋コンクリート造、地上３階建、建築面積701.17㎡、延べ面積2,098.53㎡）のとりこわし工事である。なお、上記に関連する電気設備、機械設備工事を含む。

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和３年３月31日まで

⑹　使用する主な資機材　コンクリート約1,830㎥、鉄筋約270t、鉄骨約46t、ガラス約320㎡、電気設備　一式、機械設備　一式

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システム【文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.ebid.mext.go.jp）】により行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,000点以上であること。

⑷　平成16年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が下記の施行実績を有すること。

㋐　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

㋑　規模　地上２階以上かつ延べ面積2,100㎡以上（改修工事の場合は改修延べ面積）

㋒　用途　校舎、研究施設、病院、庁舎又は事務所

㋓　工種　建築一式工事

㋔　新営又は改修の別　新営又は全面的な改修工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

経常建設共同企業体にあっては構成員のうち一者を上記の技術者として専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

②　平成16年度以降に、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として上記⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑥　工事現場から10ｋｍ以内の同一工種又は山形大学が発注する米沢市内の同一工種の工事については、同一の主任技術者が２件まで管理することを認める。

⑦　監理技術者についても⑥の主任技術者と同様の配置を認める。

⑧　工事の進捗に支障の恐れ等が生じた場合は、上記⑥及び⑦の措置を取り消し、配置を求めるものとする。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。